

令和 8 年度瀬戸内海国立公園由良集団施設地区（成ヶ島）  
希少植生保全のための植生管理業務 仕様書

## 1. 業務の目的

瀬戸内海国立公園由良集団施設地区(成ヶ島)は、ほぼ全域が環境省所管地であり、海浜植物群落や暖帯性広葉樹林などの自然植生の観察場所として公園利用上重要な地域となっている。また、島内では、特徴的な花を咲かせ利用者の目を楽しませる種、季観を構成する特徴的な種及び国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種(これらを総称して以下単に「希少植生」という。代表的な種について別紙 2 参照。)が見られる。

本業務は、このような当該地の希少植生を保全し、来訪者が安全で快適に利用できる場とするため、園地内の適切な植生管理を行うものである。

## 2. 業務の内容

### (1) 業務対象地域（作業実施位置）

兵庫県洲本市由良町由良（成ヶ島）（別紙 1 参照）

### (2) 作業内容

環境省神戸自然保護官事務所担当官（以下「担当官」という）と詳細を調整の上、以下の作業を実施する。

- ① 希少植生の生育状況を確認し、その保全に適切な配慮事項を判断した上で刈払機による除草（水路沿いのヨシを含む）作業を行う（作業実施位置は別紙 1 参照）。その際、希少植生を誤って刈り取らないよう十分注意すること。なお、各作業位置での作業間隔を原則として 1 か月程度あけるものとし、全体の作業スケジュールについて業務開始時に担当官の承諾を得ること。

歩道沿いについては、歩道（総延長 1,400m、幅員 2m）に侵入している植物を作業対象とし、歩道に隣接する草地、林地等への踏み込みは必要最低限に留めること。また、舗装された歩道上に散乱している小石、落ち葉や枝を歩道上から除去すること。

- ② 除草作業の対象範囲は、山上広場、平野部野草広場、平野部芝生広場、歩道沿いとし、それぞれの作業面積及び回数は以下のとおり。

作業位置	作業対象面積	作業回数	合計作業面積
山上広場	2,000 m <sup>2</sup>	5 回	10,000 m <sup>2</sup>
平野部野草広場	10,000 m <sup>2</sup>	3 回	30,000 m <sup>2</sup>
平野部芝生広場	3,200 m <sup>2</sup>	5 回	16,000 m <sup>2</sup>

歩道沿い	2,800 m <sup>2</sup>	3回	8,400 m <sup>2</sup>
------	----------------------	----	----------------------

- ② 刈り払った雑草等の廃棄物は、担当官の指示に従い、景観保護上支障のない場所へ運搬し、自然還元利用できるよう集積を行い、写真（集積前・後）を提出すること。

### (3) 作業の要件

- ①作業場所である成ヶ島は、土日祝日は利用者が多いため、原則として作業は平日に行うこと。
- ②作業場所である成ヶ島は離島であり、通常交通手段は成ヶ島渡船（定期運航日：月、金、土、日）のみであるが、不定期に運休するため、本業務実施にあたっては渡船業者と連絡を密に行うこと。
- ③成ヶ島渡船に載せることができる機械は、肩掛式草刈機やブロアー等の人が持つて使用する小型の機械程度であり、手押し式草刈機等自走する機械は渡船に載せることができない。また、一般の利用客への配慮も必要であることから、機械の運搬にあたっては事前に渡船業者と調整すること。
- ④作業場所である成ヶ島には、近畿地方環境事務所が所有する自走式草刈機（ホンダ UM2460）が1台、刈草等の運搬に使用する大型クローラ運搬車（アテックス社大型乗用クローラ XG850DM）が1台あり、これを無償で貸与することができる。利用する場合、燃料は受注者負担となる他、故意又は過失により貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- ⑤除草作業時には、以下の実績を有する者を配置し、希少植生の生育状況の確認、その保全に適切な配慮事項の検討を行うとともに、除草作業を管理すること。
- ・希少植物や希少植生の保全又は管理に係る業務

### 3. 業務履行期限

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

### 4. 成果物

受注者は、業務の開始時に業務計画書（工程表、作業体制等）を担当官に提出し、確認を受けるとともに、業務結果の詳細（日付、作業時間、作業人員）がわかるもの及び各作業箇所における作業前後の写真（作業成果がわかるもの）を添付した報告書を下記に提出すること。

紙媒体：報告書 2部（A4版 180頁程度）

提出場所：環境省神戸自然保護官事務所（神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎7F）

## 5. その他

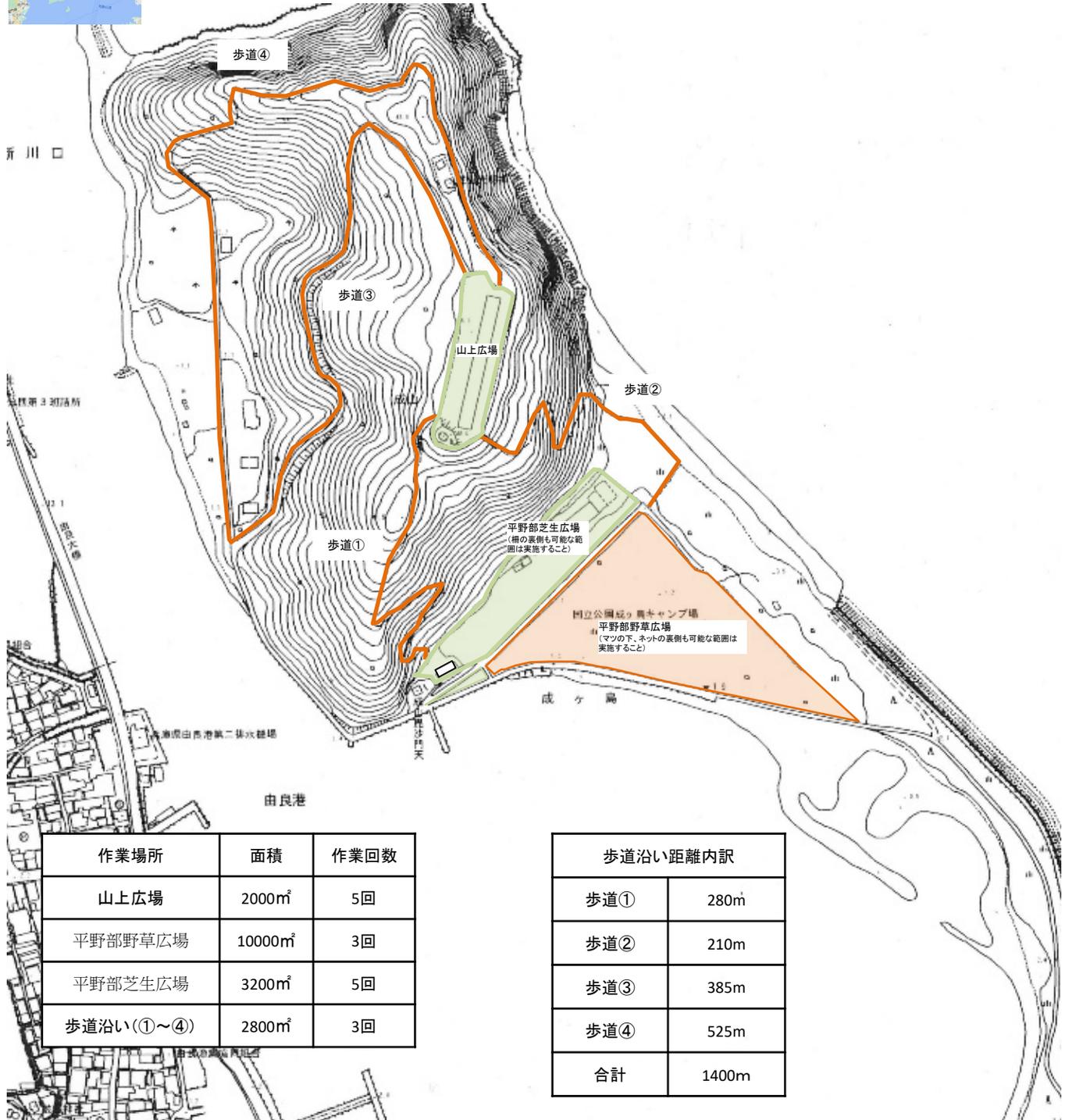
- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 本業務を行うにあたって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和7年度瀬戸内海国立公園由良集団施設地区（成ヶ島）希少植生保全のための植生管理業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省近畿地方環境事務所内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和7年度瀬戸内海国立公園由良集団施設地区（成ヶ島）希少植生保全のための植生管理業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省近畿地方環境事務所 自然環境整備課 (TEL:06-6881-6506)

# 別紙1・作業位置図



作業場所	面積	作業回数
山上広場	2000㎡	5回
平野部野草広場	10000㎡	3回
平野部芝生広場	3200㎡	5回
歩道沿い(①~④)	2800㎡	3回

歩道沿い距離内訳	
歩道①	280m
歩道②	210m
歩道③	385m
歩道④	525m
合計	1400m

※歩道幅員：2.0m

令和8年度瀬戸内海国立公園由良集団施設地区（成ヶ島）

別紙②

希少植生保全のための植生管理業務

代表的な希少植生リスト

	種名	備考
1	クストイゲ	特徴的な形態で利用者の目を楽しませる種
2	フサスゲ	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
3	フウトウカヅラ	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
4	メハジキ	季観を構成する特徴的な種
5	オニユリ	季観を構成する特徴的な種
6	ヤブカンゾウ	季観を構成する特徴的な種
7	スイセン	季観を構成する特徴的な種
8	ツルボ	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
9	オギ	季観を構成する特徴的な種
10	クララ	特徴的な花を咲かせ利用者の目を楽しませる種
11	ススキ	季観を構成する特徴的な種
12	ハマダイコン	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
13	ハマボウ	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
14	ハマウド	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
15	コナミキ	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
16	アイアシ	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
17	ハママツナ	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
18	ホソバハマアカザ	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
19	ハマオモト	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
20	ハマサジ	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
21	ウラシマソウ	特徴的な形態で利用者の目を楽しませる種
22	ハマウツボ	国内でも数が希少で生物多様性の保全上重要な種
23	カワラヨモギ	ハマウツボの保全に重要な種